株 主 各 位

松山市南堀端町1番地

株式会社伊予銀行

取締役頭取 大塚岩男

第117期中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、2019 年 11 月 8 日開催の当行取締役会において決議いたしました第 117 期(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)中間配当の支払いについて、以下のとおりお知らせいたします。

敬具

記

2019 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を支払う。

1. 中間配当 1株につき金7円

2. 効力発生日(支払開始日) 2019年12月10日(火曜日)

以上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金に係る書類は、きたる12月9日に、お届けのご住所あてお送り申しあげる予定でございます。